

## 長野県伝統的工芸品の指定に係る流れについて（たたき台）

産業技術課

## STEP 1 指定に係る事前調査

項目	概要	備考
指定に係る事前調査シート	地域振興局が産地・市町村等からの要望や独自の掘り起こしに基づき作成	
	地域振興局から産業技術課へ事前調査シートを提出	
	必要に応じて市町村へ照会できるレベルに内容の詳細を調査・整理	

## STEP 2 現況調査

項目	概要	備考
県内全市町村へ照会	産業技術課は、事前調査シートに基づき、地域振興局経由で県内各市町村等へ照会	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定要件の確認</li> <li>50年以上の歴史</li> <li>日常生活に使用</li> <li>手工業が主</li> <li>伝統的な技術・技法</li> <li>伝統的な原材料</li> </ul>
	類似工芸品の洗い出し	
	産業技術課と該当地域振興局にて現地調査、関係機関へのヒアリング（当該市町村における産地の歴史、背景、市町村の意向・支障の有無等を確認）	<ul style="list-style-type: none"> <li>他地域における類似工芸品調査</li> </ul>

## STEP 3 指定申出

項目	概要	備考
指定申出書の提出	各産地、該当市町村、関係機関と調整後、産地が指定申出書を産業技術課あて提出	指定申出代表産地を所管する地域振興局経由で提出

## STEP 4 審議会

項目	概要	備考
審議会による意見徴収	指定申出案件について、委員から意見を聴取	該当する地域振興局はオブザーバーとして出席
	意見を参考とし必要に応じて再調査	

条例第8条

2 知事は、前項の規定による指定を行うときは、長野県伝統的工芸品産業振興審議会の意見を聴くものとする。

**STEP5 指定**

項目	概要	備考
指定の決定	審議会の意見を踏まえ、県が伝統的工芸品指定を正式決定	
	否決または保留された案件については再調査	